

第2編

基本構想

第1章 基本理念

第2章 市の将来の姿

第3章 土地利用構想

第4章 施策の大綱



「未来のかすみがうら市絵画コンクール」

—市長賞— 下稻吉東小学校4年 関航平さん

第1章 基本理念

▶ 第1節 まちづくりの基本理念

時代の潮流を的確に捉え、地域の諸問題に対処しながら新たなまちづくりを進めるにあたり、その基本的な理念を掲げます。

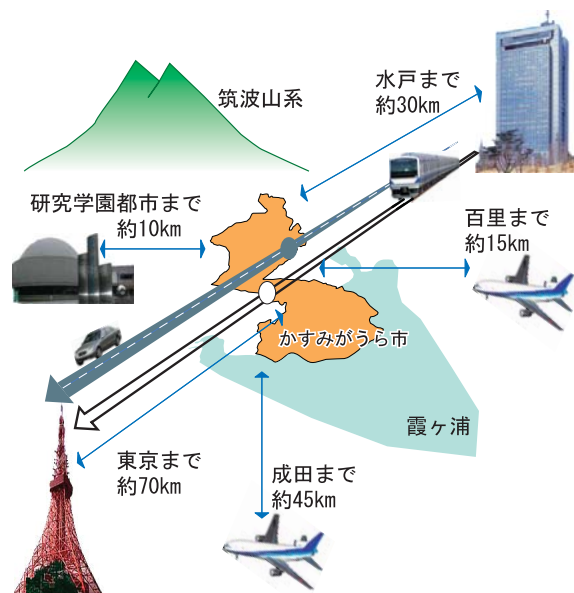
1. 豊かな自然を守り、生かした 「ふるさと」と呼べるまちを目指して

「物からこころ」「スローライフ社会」^{*}などと言われ、それらを大切にする時代背景の中、今後の都市間競争の中でも、「自然の豊かさ」や「居住環境のよさ」などの地域の財産を守りながら最大限に活用することで、「ふるさと」と呼べる暮らしやすいまちづくりを目指します。

2. 交通利便性や地域資源を生かした 「活力」ある元気なまちを目指して

本市は、豊かな自然環境の中にあいながらも非常に恵まれた交通立地条件にあるため、現在でも機械や食料品などの工場が集積しています。今後、民間共用化が計画されている百里飛行場からは15 km圏内にあり、そのアクセス道路の整備や、市域を縦貫する千葉茨城道路と霞ヶ浦二橋の構想も地域の新たな可能性に向けて期待されます。

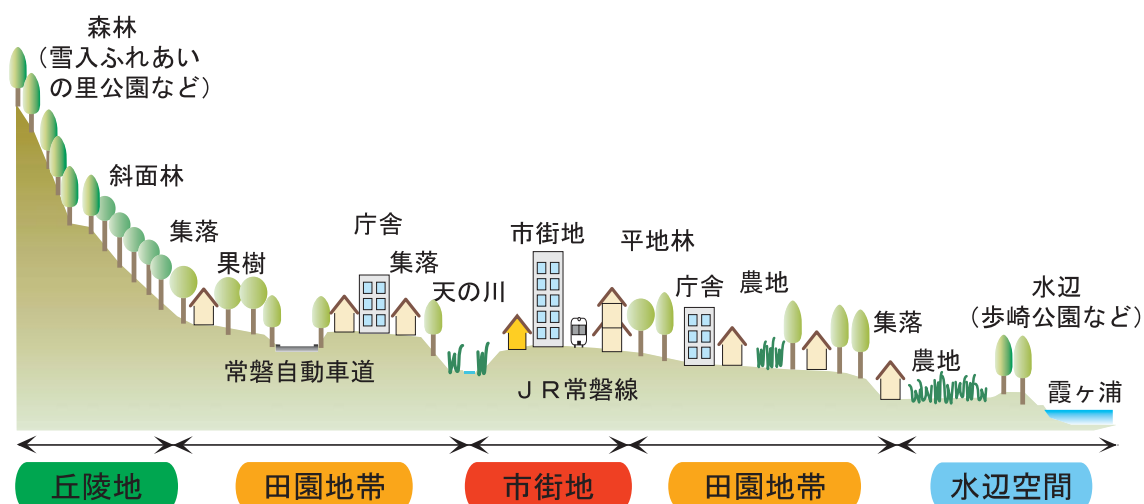
また、自然とのふれあいを大切にした生活指向が強まる中、今後とも観光・交流人口の増加の可能性が高いと考えられるため、豊かな自然・様々な地域資源・交通利便性の良さなどを生かした、「活力」あるまちづくりを目指します。



3. 各地域の持つ役割を大切にしながら 「個性と連携」のまちを目指して

本市は、北西から南東にかけて長い形状をしており、北西部の筑波山系の丘陵地から、南東部の霞ヶ浦の湖面までの間、小河川によって刻まれた起伏のある緩やかな台地や、谷津や湖岸の低地によって形成されています。

それぞれの地域の持つ役割を大切にしながら、さらに魅力や生活基盤を整えていくことが必要です。そして、それらが有機的に連携したまちづくりを進めます。



▶ 第2節 まちづくりの基本的考え方

「環境と共生する都市の創造」、「保健・医療・福祉の体制強化」、「新たな教育文化都市の創造」、「個性を融合させた地域産業の育成」、「市民と行政との協働」の5つをまちづくりの基本的考え方として、調和のとれた施策展開を図ります。

1. 環境と共生する都市の創造

だれもが安全で快適に暮らしていくためには、計画的な都市基盤の整備や都市の安全性の確保は欠かせません。また、市民が安らぎ、楽しめる自然環境と、安全で安心できる生活環境は、これからのまちづくりには重要な要素です。

そのため、本市の特徴である筑波山系と霞ヶ浦をはじめとした豊かで特徴ある自然環境を生かしながら、都市としての快適な暮らしを享受しつつ、市民や本市を訪れる人々に安らぎと潤いを与える自然環境と共生する都市づくりを進めていく必要があります。

そして、良好な環境を次の世代につないでいくために、循環型社会^{*}の一端を担う環境にやさしいまちづくりを目指し、環境保全と生活環境の向上の両面から、環境に配慮した地域社会へと移行していく必要があります。

また、住みやすい暮らしの空間の創出を図るため、市民の日常生活における利便性と安全性の向上などに向けて道路網など都市基盤の整備を計画的に進めるまちづくりが必要です。また、地域の特性にふさわしい街なみ景観の形成や良好な住環境の形成なども併せて行っていくことも必要です。

2. 保健・医療・福祉の体制強化

少子高齢化が進む中、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりが求められています。

保健分野では、近年増加傾向にある生活習慣病対策として保健予防を効果的に推進し、一人ひとりの健康づくりを支援していくことや、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが重要となっています。

医療分野については、地域医療体制・救急医療体制の充実が望まれています。

福祉分野では、子どもたちを地域社会の中で健やかに育てるまちづくり(児童福祉)、介護予防を積極的に進めることによる地域で高齢者を支えるまちづくり(高齢者福祉)、障害者の社会参加の促進や地域で自立して暮らせるまちづくり(障害者福祉)などが求められています。

こうした保健・医療・福祉体制の一層の充実が求められるとともに、これらの連携強化やサービスを受けやすい環境づくりなども課題となります。

今後も、専門的な人材の確保育成とともに、社会福祉関連機関やボランティア・NP
O等との連携など、保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制の構築を図り、とも
に支え合うまちづくりを目指す必要があります。

3. 新たな教育文化都市の創造

市民一人ひとりの個性が尊重され、のびやかに成長することができる環境づくりとともに、だれもがいつでもどこでも豊かな学びや文化にふれあえるまちづくりが求められています。

近年、少子化の進行や核家族化、都市化の進展などにより、家庭や地域社会における子どもとのふれあい、子ども同士のふれあいが希薄になってきている中、子どもの自立性や社会性が育ちにくくなっています。そのため、未来を担う子どもたちが、のびのびと育つためには、親が安心して子育てできるための支援や、学校教育の充実が必要です。

また、心の豊かさや生きがいを求め、市民の主体的で創造的な様々な活動が進められています。市民が生涯にわたって、身近な環境で、様々な文化や歴史にふれたり、学習活動やスポーツに親しむ環境づくりが必要になってきています。

そのため、本市の図書館、郷土資料館、公民館、勤労者福祉施設、体育センター、運動公園など各種教育文化施設や設備を活用し、必要に応じて施設の役割と機能を見直すとともに、市民の主体的な学習活動やスポーツ活動を引き続き促進することが求められます。

さらに、貴重な文化財や市民の芸能活動、祭りなどの伝統行事が数多く受け継がれており、こうした地域の歴史や文化を後世に継承し、市民の文化団体の積極的な交流を図りながら、新たな文化創造の可能性を探り、地域文化を大切にすまちづくりを進めていくことが求められています。

4. 個性を融合させた地域産業の育成

本市の産業は、レンコンや果樹、内水面漁業など全国有数のシェアを誇る農林水産業と立地条件に恵まれて集積してきた商工業がバランスよく発展しています。

景気の長期低迷や産地間・国際間競争の激化、産業構造の転換が進む中で、まちの発展と市民の豊かな暮らしを支える産業の活性化は、大きな課題です。特に、農林水産業は、従事者の高齢化や農水産物の価格の低迷などから厳しい状況にあります。安全な食生活へのニーズの高まりを受け、また、農林水産業が有する国土の保全や水源のかん養など自然環境の保全機能、レクリエーション機能など多面的機能を発揮した地域づくりを行うためにも、一層の振興を図る必要があります。

そのため、本市では、豊かな地域特性と資源を一体化しながら積極的なPRを展開し、ブランド化の維持・強化につなげる取り組みや、常磐自動車道の千代田石岡インターチェンジや千代田パーキングエリア周辺などを生かした取り組み、既存施設を活用した誘客の促進、観光客の受入れ体制の充実強化を図ります。さらに、地域環境とマッチした新しい産業誘導、産業振興による雇用の拡大や流通の拡大に結びつけていくことが必要です。

5. 市民と行政との協働

多様化する市民ニーズに対応したまちづくりには、市民と行政、地域、それぞれのあらゆる場面での協働のまちづくりが欠かせません。

市民と行政との協働のためには、まず、行政自身が効率的・効果的な行財政運営を推進し、多様な市民ニーズに対応した行政サービスの運営などを図っていく必要があります。そのため、複雑な行政課題に対応しながら、今後も行政サービスの維持と向上を図り、定員管理の適正化、事務事業の見直し、民間委託の推進など、行財政改革を一層推進することが不可欠です。

そして、市民や市民が参加する団体などが、市政運営に積極的に参画する仕組みづくりを図ることが重要です。地域においては、それぞれの個性を最大限に生かしたまちづくり施策の展開を図り、伝統的なコミュニティ[※]を継承していくとともに、ボランティア活動など、新たな地域づくり活動の育成を図っていく必要があります。

また、男女が互いに尊重し合い、あらゆる活動に参画し、能力を発揮できる社会づくりに努めていく必要があります。

第2章 市の将来の姿

▶ 第1節 将来都市像

本市は、先人から受け継がれてきたかけがえのない財産である筑波山系や霞ヶ浦をはじめとした恵まれた自然環境を有しています。また、近年、少子・高齢化が進展し産業の停滞が懸念される中、市の発展とともに、市民の豊かな暮らしを支える産業の活性化は大きな課題です。

合併協議における新市建設計画においては、自然と共生しつつ、活気あふれる産業や優れた文化を育み、安心して快適に暮らせるまちを目指しながら、「みんなの笑顔があふれる元気なまち」という地域の発展への願いを込めた『きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野』を将来像としています。

また、本計画策定にあたって実施されたまちづくりアンケートの結果からは、市の将来像のイメージについて、「自然」「やすらぎ」「環境」「福祉」などが高い支持を得ました。これは、「豊かな自然環境を生かしながら福祉の整ったやすらぎのあるまち」を望んでいる表れであると思われ、新市建設計画が目指すまちづくりと同じ方向性を示す結果となっています。

このようなことから、本市の将来都市像を次のように定めます。

きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野

今後も、この将来都市像の実現に向かって、すべての市民が手を取り、夢のある未来を思い描きながら、新しいまちの創造を目指します。

▶ 第2節 まちづくりの基本目標

基本理念を踏まえ、将来都市像『きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野』の実現に向けて5つの基本目標を掲げ、まちづくりを進めます。

1. 自然と調和した快適なまちづくり

市内の豊かな自然環境の中に、都市機能が調和した快適なまちづくりを進め、魅力ある快適で安全な生活空間の形成を進めます。

家庭や地域においては、環境に配慮した資源循環型の生活を推進し、先人から受け継いだ豊かな自然環境を「郷土の誇り」として、将来にわたって大切にしていきます。

また、道路交通ネットワークの形成や身近な生活道路の改善、交通安全施設の整備、情報通信基盤の整備など社会基盤[※]の充実に努めます。

さらに、万が一の災害に対する安全対策や防犯対策、交通安全対策の強化を図り、安全で安心できる住環境の確保を図ります。

2. 健やか・安心・思いやりのまちづくり

だれもが生きがいをもって豊かな人生をおくるためには、心身ともに健康であると同時に、地域での人と人とのふれあいが大切です。

市民が共に支えあいながら、地域の中で健やかに、安心して、思いやりに満ちた生活ができるまちづくりを進めます。

自主的な健康づくりを推進するとともに、高齢者・障害者への自立支援と次世代の育成支援や人にやさしい環境の整備を進めるなど、市民が生涯にわたって保健・医療・福祉サービスを一体的に受けることができる体制づくりに努めます。

3. 豊かな学びと創造のまちづくり

市民一人ひとりが生涯を通じて、豊かな学びと文化の継承・創造を育むまちづくりを進めます。

地域のもつ歴史や文化を背景に、一人ひとりの個性を尊重する教育、生きる力を育む教育の充実と良好な教育環境づくりに努め、ライフサイクル[※]に合った学習機会を提供し、ゆとりある学びを実現するとともに、新たな文化を育み、市民が輝くまちづくりを進めます。

4. 活力ある産業を育てるまちづくり

市内に根づく活力ある産業を支え、新たな産業育成を図るとともに、市内外から人が集まる魅力あるまちづくりを進めます。

豊かな自然環境や恵まれた立地条件によって育まれた全国ブランドを有する農水産物や地域の特性を生かした観光、消費者のニーズを満たす魅力ある商業、高い技術力をもつ工業を活用し、それぞれの可能性を高め新たな需要を促すとともに、本市の資源のネットワーク化により、みんなが元気に働く、活気に満ちたまちづくりを進めます。

5. みんなでつくる連携と協働のまちづくり

市民一人ひとりが、まちづくりの担い手として共に考え、市民・市民が参加する団体・企業・行政等が共に力を合わせて行動するまちづくりを進めます。

効率的で効果的な行財政運営による自主性の高い自治体づくりと、市民の行政参画による協働のまちづくりを目指します。

また、市民と行政とが互いの役割を踏まえながら相互に連携を深め、市民自ら進める地域コミュニティづくりにより地域の自立ある発展を目指します。

さらに、男女が平等な立場で共にいきいきと生活できる男女共同参画社会の実現を目指します。

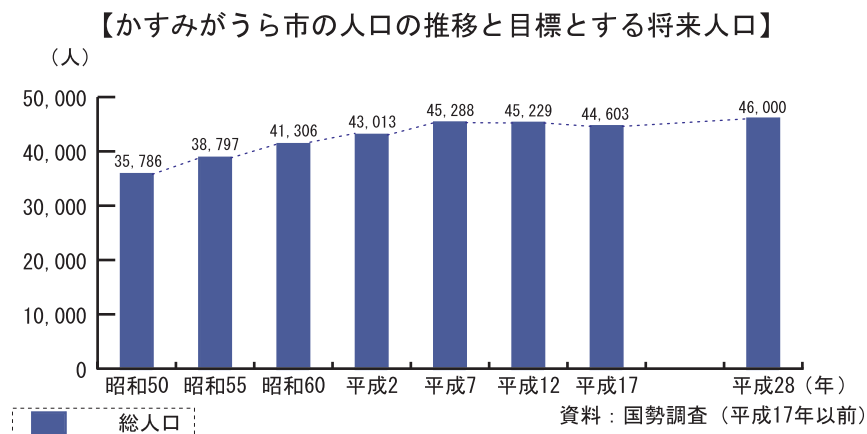
▶ 第3節 将来人口フレーム*

本市のまちづくりの目標とする将来人口は、過去の人口の動きから見た人口推計を基礎として、今後の開発動向などを考慮し、平成28年の将来人口を46,000人に設定します。

1. 目標とする将来人口

今後、人口減少時代の到来が予測される中、本市では、合併協議における新市建設計画で推計した主要指標の見通しを基本に、種々の人口増加を図るための検討・施策等を推進することとして、10年後(平成28年)の目標とする将来人口を46,000人とします。

● 平成28年の目標とする将来人口 ➡➡➡ 46,000人



第3章 土地利用構想

▶ 第1節 ゾーンの設定

1. ゾーンの設定

地域の特性を共有する地域のまとまりとして「ゾーン」を設定し、それぞれのもつ地域資源の可能性を生かしたバランスのとれたまちづくりを目指します。

■■ 市街地形成ゾーン ■■

本市の中央部にある市街化区域と、それに隣接する霞ヶ浦地域の市街化調整区域の一部を市街地形成ゾーンと位置づけます。

このゾーンは、JR神立駅を中心に商店や住宅、工場などが集積し、人口の集中が見られ、現在も市の商工業の拠点となっており、さらなる発展を目指します。

そのため、JR神立駅周辺における再開発事業の推進や幹線道路の整備など、都市基盤の整備に努め、人口の定着と産業の活性化を促進します。

また、調和のとれた都市景観の誘導、公園・緑地の整備、公共施設の拡充などにより、魅力的な都市空間の形成を目指すとともに、市民生活の利便性や安全性の向上に努めます。

■■ 霞ヶ浦田園都市ゾーン ■■

霞ヶ浦地域の台地を霞ヶ浦田園都市ゾーンと位置づけます。

このゾーンは、自然環境との共生を踏まえて、農業振興に重点的に取り組むとともに、良好な田園空間を形成する社会基盤の整備による利便性の向上を図り、ゆとりある居住空間づくりを進めます。

また、地域特性を生かした開発適地については、農村景観と適合した開発の誘導を図ります。

■■ 千代田田園都市ゾーン ■■

千代田地域の市街化区域、北西部の丘陵部を除く地域を千代田田園都市ゾーンと位置づけます。

このゾーンは、果樹栽培を中心に農業と観光の一体的な振興によるレクリエーション機能の充実とともに、田園都市としての社会基盤の整備による利便性の向上を図り、ゆとりある居住空間を整備します。

また、国道6号や常磐自動車道千代田石岡インターチェンジ周辺では、恵まれた立地条件を生かし、流通業務や産業などの動向、ニーズの変化に対応した産業拠点の形成に向けた土地利用を促進します。

■■ 水辺交流ゾーン ■■

湖岸地域を水辺交流ゾーンと位置づけます。

このゾーンは、本市のシンボルの一つである霞ヶ浦を保全・活用するため、環境保全と農業や内水面漁業の振興を図るとともに、「歩崎公園」を中心とした親水空間の整備やイベント等の充実により市民や来訪者の交流を促進します。

また、自然環境との共生を踏まえて、生活の利便性向上のため社会基盤の整備による潤いのある居住空間を整備します。

■■ 森林環境共生ゾーン ■■

北西部の丘陵部を森林環境共生ゾーンと位置づけます。

このゾーンは、森林などの自然環境の保全に努めるとともに、「雪入ふれあいの里公園」などを中心に、市民や来訪者が身近な生き物にふれ、学ぶことができる空間の創造を促進し、本市の憩いの場としての魅力を高めます。

▶ 第2節 拠点と交流軸の設定

1. 拠点の設定

地域資源や公共施設の集積ポイントごとに「拠点」を設定し、これまでつながりのなかった地域や資源の特性を生かした役割分担を図ります。

■■ 行政拠点 ■■

市役所の霞ヶ浦庁舎周辺と千代田庁舎周辺を行政拠点と位置づけます。

行政拠点は、霞ヶ浦地域と千代田地域それぞれの地理的中心となるとともに、保健・福祉、教育・文化などの公共施設が集積するため、本市全域から市民が気軽に集い、活発な交流ができるように、道路整備や情報ネットワークの増強を進め、商業やサービス産業の立地を誘導しながら、求心力のある拠点機能の強化を推進します。

■■ 環境保全・交流拠点 ■■

霞ヶ浦地域の歩崎公園周辺や茨城県霞ヶ浦環境科学センター周辺、富士見塚古墳公園周辺と、千代田地域の雪入ふれあいの里公園周辺や佐谷・土田地区周辺、環境クリーンセンター周辺を、本市における環境保全・交流拠点と位置づけます。

環境保全・交流拠点は、市民と来訪者が、水辺の観光・レクリエーションや環境学習、歴史探訪、果樹観光などを通じて活発に交流できるように、各拠点の魅力向上を図るとともに、イベントなどを通じた連携を強化します。

■■ 新産業導入拠点 ■■

加茂地区、西成井・岩坪周辺、加茂・牛渡周辺の丘陵地並びに常磐自動車道千代田石岡インターチェンジ周辺を新産業導入拠点と位置づけます。

新産業導入拠点は、霞ヶ浦田園都市ゾーンと千代田田園都市ゾーンの中でも、立地条件や土地資源に恵まれていることから、本市での産業の活性化を先導的に図るため、企業等の誘導を推進します。

2. 交流軸の設定

各地域の個性を生かし、有機的な連携により、その機能を増大させるための、交流軸を設定し、新しいネットワークづくりを目指します。

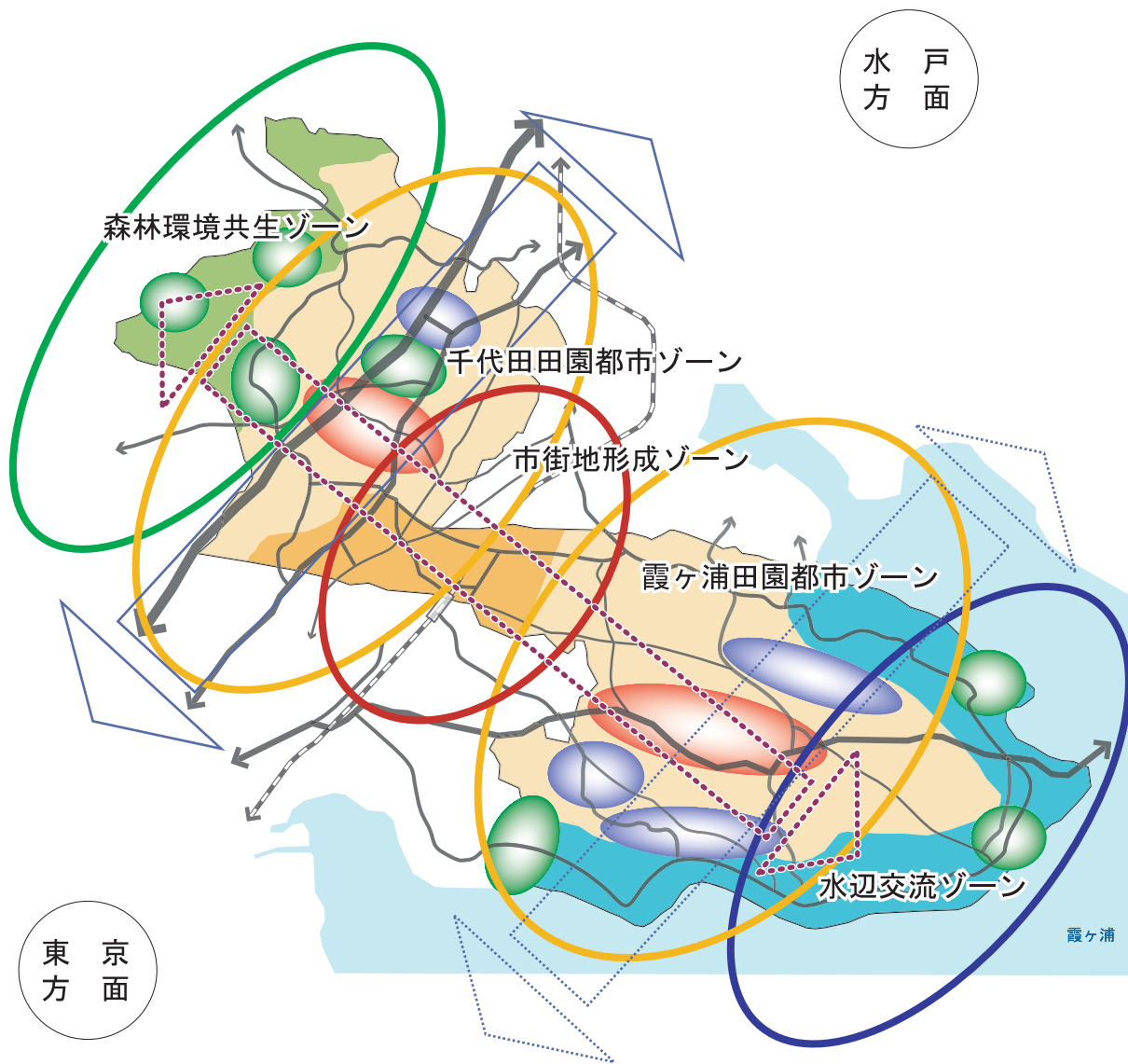
■■ 市内を連携する交流軸 ■■

本市の一体性の確立やバランスあるまちづくりを進めるため、JR神立駅を含めた市街地形成ゾーンをはじめとする5つのゾーンや、各拠点地区を有機的に結ぶネットワークづくりを進め、人やモノ、文化、情報などの交流の活性化を促進します。

■■ 広域的な連携を図る交流軸 ■■

本市のもつ地理的な特性から、常磐自動車道の活用促進や百里飛行場の民間共用化をも見込んだ国道6号千代田石岡バイパスの促進、千葉茨城道路と霞ヶ浦二橋の構想なども含め、近隣の都市とのつながりをもつ広域的な交通ネットワークの形成にも努めます。

■ ■ 土地利用構想図 ■ ■



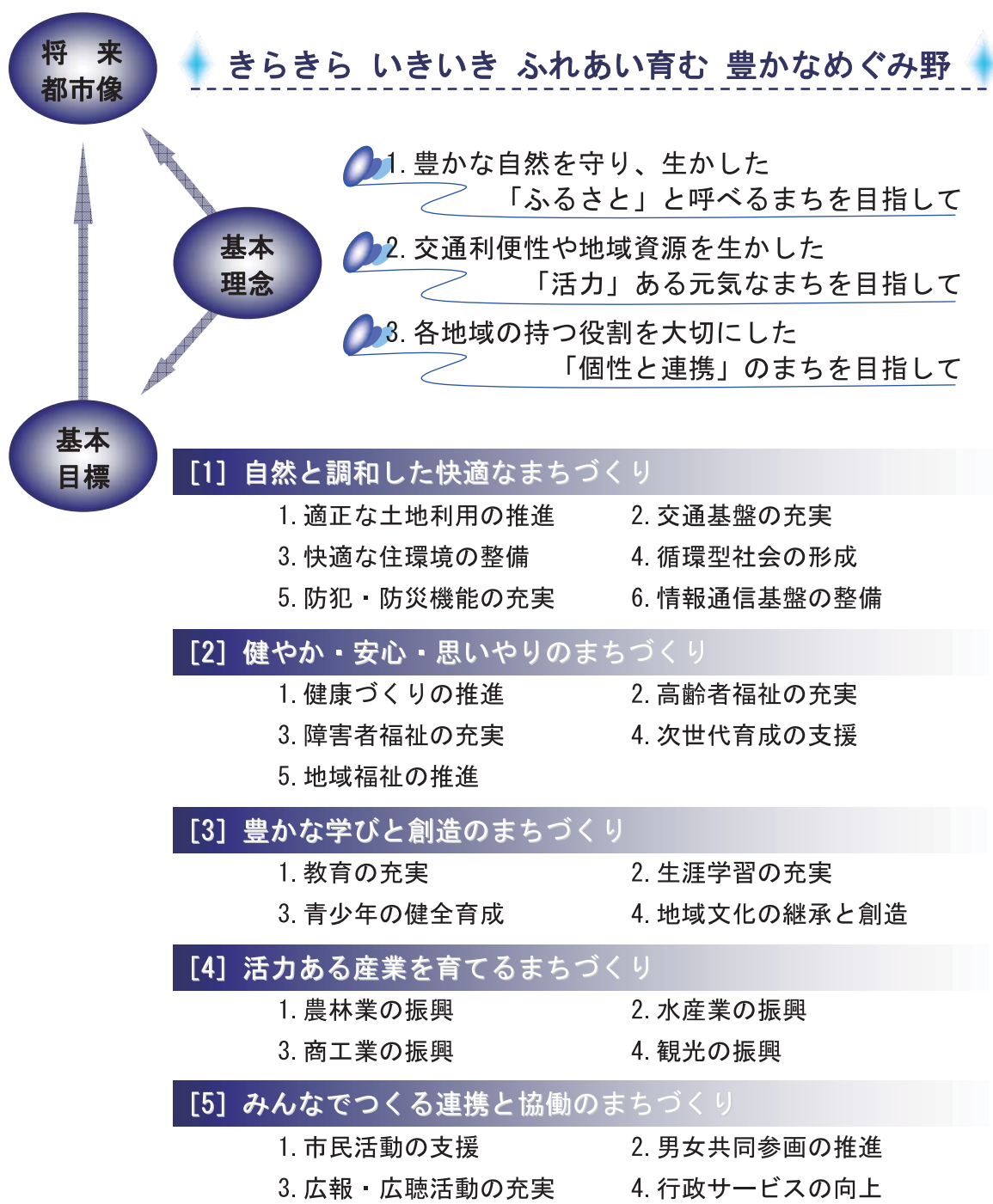
- 凡 例
- ◀▶ (dotted line) 市内を連携する交流軸
 - ◀▶ (solid line) 広域的な連携を図る交流軸
※破線は未整備を示す
 - (red) 行政拠点
 - (green) 環境保全・交流拠点
 - (blue) 新産業導入拠点

▼ 第2節 拠点と交流軸の設定

第4章 施策の大綱

▶ 第1節 施策の体系

将来都市像の実現に向けて、その施策の体系を以下のように構成し、基本理念を踏まえながら、総合的に施策を進めます。



▶ 第2節 自然と調和した快適なまちづくり

地域の実情に合わせながら、豊かな自然環境と快適な生活環境、また、充実した都市環境が調和した計画的なまちづくりを推進します。

そして、道路網や公共交通機関などネットワークの整備充実に努め、上下水道の計画的な整備、総合的かつ効果的な情報通信基盤の整備により、利便性の高い快適な生活環境の充実に努めます。

また、緑や水辺の環境整備など自然環境を保全・活用しながら、持続可能な社会構築に向けた環境への取り組みを促進し、人と自然が共生できるまちづくりを推進します。さらに、防犯体制の強化や交通安全の推進など、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

1. 適正な土地利用の推進

まちづくりの基盤である土地利用については、自然環境と都市環境の調和を図り、地域の実情に合わせながら利用・保全・調整を進め、総合的かつ計画的な視点による適正な土地利用に努めます。

また、市民の快適な生活環境を整えるため、市民や事業者の理解と協力のもと適正な都市施設の配置や土地利用に関する制限・誘導を図りながら、社会的な必要性に適切に対応した都市機能の充実と計画的なまちづくりを推進します。

そして、にぎわいのある生活空間の形成をめざし、市街地の整備を推進します。一方、農用地や森林については、公益的・多面的機能を生かしながら、居住空間との調和を図り、保全及び再生・活用を図ります。

2. 交通基盤の充実

本市の一体性の確保や市民の交流を促進し、道路網や公共交通機関などの社会経済活動や都市活動を円滑にするためのネットワークの整備充実に努めます。また、これらの整備にあたっては、道路や公共施設などのバリアフリー化^{*}・ユニバーサルデザイン^{*}の導入にも配慮します。

3. 快適な住環境の整備

市民の生活を支え、安全で快適な生活環境をつくることは、まちづくりの重要な要素です。

近年の都市化の進展やインフラ整備^{*}の充実に伴い、雨水排水対策や市街地の緑地の整備などが必要となっているため、緑や水辺の環境整備や上下水道、河川・水路など計画的な整備を進めるとともに、景観に配慮した居住環境の形成を図り、快適に生活できる良好な居住環境の整備に努めます。

4. 循環型社会の形成

本市の大切な自然環境と生活環境を保全・活用し後世に伝えていくため、人と自然が共生できるまちづくりを推進するとともに、資源の有効利用など持続可能な循環型社会の構築に向けた取り組みを促進しながら、安全で快適な市民生活の確保に努めます。

そのため、生活排水対策や霞ヶ浦周辺の生態系の回復など生活環境・自然環境の改善に努め、私たちの生活環境を守り維持していく取り組みを行っていきます。

また、公共施設などを有効に活用しながら学校や地域での環境学習を充実させ、市民と協働による環境への取り組みを積極的に推進します。

さらに、できるだけごみを出さないという意識づくりや、ごみの再資源化や減量化、また資源の有効利用などへの取り組みを通して、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指します。

5. 防犯・防災機能の充実

あらゆる災害、様々な社会変化の中で複雑多様化する事件、事故から市民の生命や財産を守るため、市民や関係機関等との連携を図り、災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

そのため、災害に対する危機管理体制を強化し、自主防災組織や消防力の充実等、地域防災力の向上に努め、災害に強いまちづくりを進めます。また、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、防犯体制の強化を図るとともに、交通安全意識の高揚に努め、それらの活動の促進を図ります。

さらに、社会の安全・安心を脅かす危険に対する市民の生命及び財産保護のための措置が的確かつ迅速に実施できる体制づくりに努めます。

6. 情報通信基盤の整備

インターネットなどIT技術の飛躍的な発展によって、だれもが手軽に世界に向かって情報を共有できる社会となり、情報化が地域や市民生活に及ぼす影響がますます大きくなっています。

これら年々進歩する情報技術と情報ニーズに対応し、市民が高度情報化社会における利便性を享受できるよう、行政と地域の情報を総合的に捉えながら効果的な情報化の推進を図ります。

▶ 第3節 健やか・安心・思いやりのまちづくり

地域が一体となって、子どもを育てる環境づくりに取り組むとともに、すべての市民がいきいきと健やかに暮らせる総合的な健康づくりと福祉施策を推進します。そして、ボランティアやNPO等との協力体制もとりながら、思いやりをもってお互いを見守り、支え合う心豊かな地域社会の形成を目指して、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、社会保障制度の運営の健全化を図るため、国民健康保険や国民年金などに対する理解と普及・啓発に努めます。

1. 健康づくりの推進

市民が健やかで充実した生活を送るためには、心身の健康の維持・増進を図るとともに、疾病の予防、早期発見、早期治療に向けて実施してきた各種の健康づくり事業を充実させながら、さらに市民の健康に対する意識の啓発を図り、市民の自主的な健康管理に対して積極的に支援します。

また、安心できる保健医療体制として、夜間や休日、緊急時などにも適切な医療が受けられるよう、救急医療体制の充実を図るとともに、広域的な医療機関との連携強化に努めます。

2. 高齢者福祉の充実

高齢者が将来にわたって住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができるように、地域が一体となって生活の自立支援や健康づくり、介護予防などの施策を展開し、関係機関との連携により総合的な福祉施策を進めます。

また、社会参加意欲を生かし、地域社会の一員として活動できる仕組みを整え、高齢者の生きがいづくりへの支援を進めます。

3. 障害者福祉の充実

障害者が住み慣れた地域で共に生き、共に暮らしていけるよう、多様なニーズにこたえられる地域生活支援体制の整備が求められています。

そのため、障害者が、地域社会において自立し、その能力を最大限に発揮して自己実現を図ることができるよう、必要とされるサービスを提供する体制の構築を進めながら、事業や施設の充実を図り、生活支援の充実と社会参加の促進に努めます。

4. 次世代育成の支援

近年、核家族化の進展や就労形態の多様化などにより、子育てに関する考え方が大きく変化しており、安心して子どもを産み、育てることができるような地域社会の形成が求められています。

そのため、保育内容の充実をはじめとする様々な子育てに関する支援を総合的に推進するとともに、児童福祉施設の整備充実に努めます。

また、子育てを家庭だけの問題として捉えるのではなく、行政や地域と一体となり、広く社会全体で支えていく仕組みづくりを進めます。

5. 地域福祉の推進

社会構造の変化により、地域においては近隣の市民とのふれあいが希薄になっていますが、だれもが住み慣れた地域の中で、安心して健やかに暮らせることを望んでいます。

そのため、すべての市民が、年齢や性別、障害の有無などを超えて尊重されるよう、福祉に対する意識の啓発を図ります。

また、地域福祉施設の整備充実に図るとともに、連帯感ある地域活動を促進し、思いやりをもってお互いを見守り、支え合う地域社会の形成に努めます。

▶ 第4節 豊かな学びと創造のまちづくり

すべての市民が、豊かな学びと文化にふれあい、創造するまちづくりを進めます。将来を担う子どもたちが、個性を伸ばし豊かな心を育てる教育環境と施設整備の充実に努めます。

また、あらゆる世代の市民が年代やライフスタイル^{*}に応じ、自主的に楽しみながら学ぶことのできる総合的な生涯学習支援システムの整備・確立を図ります。そして、市民の文化活動を促進し、地域が育ててきた文化の継承と創造に努めます。

1. 教育の充実

近年、少子化の進行、核家族化の進展など様々な要因を背景に子どもをとりまく環境が大きく変化している中、無限の可能性をもつ子どもたちの「生きる力」を育む教育が必要です。

将来を担う幼児及び児童・生徒を、創造性や社会性に富んだ心豊かであたたかみのある人間として育てるため、教育環境と施設整備の充実に図るとともに、自ら学び考えながら個性を生かす教育の充実に努めます。

また、地域、家庭、学校、行政などが連携を図り、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支える環境づくりを進めていきます。

2. 生涯学習の充実

科学技術の発展や高度情報化、国際化、少子高齢化など、社会が急激に変化する中、生涯を通じていきいきと生活していくためには、常に新しい情報や知識を身につけ、時代の変化に対応して学習していくことが大切です。

このため、あらゆる世代の市民が、生涯を通じて自分自身を高め、年代やライフスタイルに応じた多様な生涯学習を主体的・日常的に展開することができるよう、身近な学習活動拠点の整備充実と学習機会の創出を図ります。そして、一人ひとりが学んだことやその能力を地域に生かせる仕組みづくりを進めます。

3. 青少年の健全育成

青少年をめぐる問題は、非行や犯罪の低年齢化とともに、氾濫する様々な情報の中で多様化しています。

このため、次代を担う青少年の健全育成については、行政はもとより家庭、学校、地域など社会全体が一体となって、青少年を取りまく環境の浄化を図りながら、非行防止や心身の健全育成に努めます。

4. 地域文化の継承と創造

各地域で受け継いできた伝統芸能など、地域の歴史や風土に根ざした文化の創造を図り、市民主体の文化活動を軸とした新しいコミュニティによるまちづくりを進める必要があります。

このため、これまで地域が育んできた特色ある文化の保存・継承活動を発展させるとともに、国や地域、世代を超えた交流活動や市民の自主的な文化活動の支援を図り、地域文化の継承と文化の創造に努めます。

▶ 第5節 活力ある産業を育てるまちづくり

農林水産業及び商工業を振興し、地域経済の発展を目指します。新たな地域産業の創出や雇用環境の充実、産業基盤の強化など産業を支える環境を充実させながら、地域の特性を生かした活力ある産業を振興します。

そして、観光農業や観光漁業など本市の特徴ある地域資源を活用した、豊かで多様な魅力を誇る「観光交流空間」の形成を推進し、地域のブランド化を図ります。

1. 農林業の振興

担い手の育成や確保など農林業を支える人を育てるとともに、農林業の生産基盤や生産施設の整備を推進し、活力ある農林業を振興します。

また、観光農園などと連携した都市と農村の共生・交流活動の展開や、直売所の活用、地産地消の推進などにより、魅力ある農業経営の実現を目指します。

安全で安心な農畜産物の生産や、付加価値をつけた特産品の開発など魅力ある農林産物や畜産物を作る取り組みを支援します。

2. 水産業の振興

霞ヶ浦の豊かな自然の恵みに支えられた水産業を、今後も、観光的な要素も併せもった特徴的な産業のひとつとして振興を図ります。

また、ブランド化に向けた水産加工品の開発を進めるとともに、新しい販売方法の研究や販売体制の強化を促進します。

3. 商工業の振興

JR神立駅周辺を中心とした魅力ある商業環境の創出や、地域産品の消費拡大による商業活動の活性化に努めながら、多様化する消費者ニーズに対応した商工業の振興を図ります。さらに、経営基盤の強化と新たな企業の創出を支援し、活力に満ちた魅力ある商工業の振興を図ります。

新たな雇用を生み出し、地域経済の活力を回復するため、本市の農林水産業と商工観光業の特性を活用した新たな産業の創出と起業化への積極的な支援を行います。

産業構造の変化、労働人口の高齢化と高学歴化、女性の職場進出、外国人労働者の増加など、近年の労働力の需給状況は大きく変化してきています。そのため、国・県等関係機関との連携を強化し、働く意欲のある人たちに対する雇用機会の拡大に努めます。

また、消費者が安心して消費生活を営めるよう、情報提供や相談体制づくりを進めます。

4. 観光の振興

全国的にも屈指の観光資源である果樹観光や、筑波山系・霞ヶ浦をはじめとした自然環境など、本市の特徴ある地域資源を活用して、体験志向や本物志向など近年の多様化する観光ニーズを捉えた、観光農業や観光漁業など豊かで多様な観光交流空間の形成を推進します。

また、地域資源のネットワーク化、情報発信体制の強化、観光拠点づくり、観光イベントの充実などで本市を訪れる人と市民の交流を促進し、身近で気軽な観光エリアとしての魅力の向上に努めます。

▶ 第6節 みんなでつくる連携と協働のまちづくり

市民の自主的な地域づくり活動を支援し、男女があらゆる活動に参加できる環境づくりにより、互いに尊重し合える、地域が主体となったまちづくりを目指します。

そして、バランスのとれた行財政運営を図りながら、最適な行政サービスを効率的、安定的に提供し、幅広く市民の声を行政に反映しながら市民と行政の協働のもとに「市民参加のまちづくり」を進めます。

1. 市民活動の支援

「市民参加のまちづくり」を推進していくためには、地域における共同意識を喚起しながら、市民がまちづくりの主役として活動できるよう支援していくことが必要です。

そのため、これまで育まれてきた地域社会の継承と新たなコミュニティ活動の育成など、市民の自主的な地域づくり活動の支援に努めるとともに、その多様な主体の連携によるネットワークづくりを推進し、市民と行政との協働体制を確立します。

2. 男女共同参画の推進

男女が同様に、多様な生き方を選択し決定することができる社会環境づくりが必要です。そして、社会の一員として等しく社会活動に参画し、その利益を享受すると同時に責任を担うことも必要です。

そのため、男女が互いに尊重し合い、あらゆる分野で対等にその能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

3. 広報・広聴活動の充実

「市民参加のまちづくり」を進めていくためには、行政運営の透明性を高めていくことが必要であり、正確で分かりやすい行政情報の積極的な開示・提供が求められています。

そのため、積極的で効果的な広報活動を推進するとともに、広く市民の声を反映させるための広聴体制の充実を図ります。

4. 行政サービスの向上

新たな行政課題や多様な市民ニーズに対応するために、適切な行政運営を図っていくことが必要です。

地方分権の進展により地方公共団体の役割と責任が拡大する中、最適な行政サービスを効果的・安定的に提供できるよう、行政改革大綱に基づき、不断の点検を行いながら、効率的な行財政運営に努めます。